

事業所税のしおり



令和 7 年 7 月 作 成

札 幌 市

は じ め に

事業所税は、都市環境の整備に充てる財源を確保するために、昭和 50 年に創設された目的税で、指定都市等が提供する行政サービスとそこに所在する事業所等において行う企業活動との間に受益関係のあることに着目して、その活動の規模に応じて課税する仕組みになっています。

事業所税の申告等の参考としていただくため、この「事業所税のしおり」を作成しましたので、より一層のご理解とご協力をお願いします。

また、事業所税は申告納付制度でありますので、納税義務者となられる方は、自らその事業所等の内容を申告し、算出した税額を納付していただくことになります。

なお、この「事業所税のしおり」の内容以外の事例や不明な点もあるかと思いますので、その節はお手数でも裏表紙の中央市税事務所諸税課事業所税係までお問い合わせください。

目 次

第一部 事業所税の概要

1 事業所税の使いみち	1 ページ
2 事業所税の課税団体	2
3 事業所税の構成	3
4 事業所税の課税のしくみ	4

第二部 事業所税の課税対象等

1 課税対象	7 ページ
2 納税義務者	7
3 課税標準	9
4 税率	16
5 免税点	17
6 非課税	22
7 課税標準の特例	22
8 減免	23
9 申告と納付	24
10 共同事業及び共同事業とみなされる事業の留意事項	26
11 税額計算例	31

別表 1 非課税対象施設一覧表	35 ページ
-----------------------	--------

別表 2 課税標準の特例対象施設一覧表	44
---------------------------	----

別表 3 減免対象施設一覧表	50
----------------------	----

参照法令凡例

根拠法令名・参照条文等は、次のとおり略号をもって示します。

1 法 令 名

地方税法	法
地方税法附則	本法附則
地方税法改正法附則	改正法附則
地方税法施行令	令
地方税法施行規則	規
地方税法の施行に関する取扱について	取通
札幌市税条例	条
札幌市税規則	市税規

2 条文の表示

- (1) 条、項、号は算用数字で示します。
- (2) 項は算用数字を○、号は□で囲んで示します。

[例]

地方税法第 7 0 1 条の 3 4 第 3 項第 1 号 …… 法 7 0 1 の 3 4 ③□
地方税法第 7 0 1 条の 7 3 第 1 号 …… 法 7 0 1 の 7 3 □

第一部 事業所税の概要

1	事業所税の使いみち	1 ページ
2	事業所税の課税団体	2
3	事業所税の構成	3
4	事業所税の課税のしくみ	4

第一部 事業所税の概要

1 事業所税の使いみち

事業所税は、指定都市等における都市環境の整備及び改善に関する次のような事業に要する費用に充てるため、昭和50年に創設された目的税で、市内の事務所又は事業所において、法人又は個人が行う事業に対し課税されるもので、「資産割」と「従業者割」から構成されています。

(法701の73、令56の82)

- (1) 道路、都市高速鉄道、駐車場その他の交通施設の整備事業
- (2) 公園、緑地その他の公共空地の整備事業
- (3) 水道、下水道、廃棄物処理施設その他の供給施設又は処理施設の整備事業
- (4) 河川その他の水路の整備事業
- (5) 学校、図書館その他の教育文化施設の整備事業
- (6) 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設の整備事業
- (7) 公害防止に関する事業
- (8) 防災に関する事業
- (9) 都市計画法第12条第1項各号に掲げる事業で、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の事業
- (10) 市場、と畜場又は火葬場の整備事業
- (11) 一団地の住宅施設の整備事業
- (12) 流通業務団地の整備事業

2 事業所税の課税団体（令和7年1月1日現在、次の77団体です。）

（法701の31①①、令56の15）

（1） 東京都（特別区の存する区域）

（2） 指定都市（20市）

札幌市、仙台市、新潟市、千葉市、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、静岡市、浜松市、
名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

（3） 首都圏整備法の既成市街地を有する市（3市）

川口市、武蔵野市、三鷹市

（4） 近畿圏整備法の既成市街地を有する市（5市）

守口市、東大阪市、尼崎市、西宮市、芦屋市

（5） 上記以外で政令で指定する市（48市）

（北海道地方） 旭川市

（東北地方） 秋田市、郡山市、いわき市

（関東地方） 宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、所沢市、越谷市、市川市、船橋市、
松戸市、柏市、八王子市、町田市、横須賀市、藤沢市

（中部地方） 富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、
豊田市、四日市市

（近畿地方） 大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、姫路市、明石市、奈良市、
和歌山市

（中国地方） 倉敷市、福山市

（四国地方） 高松市、松山市、高知市

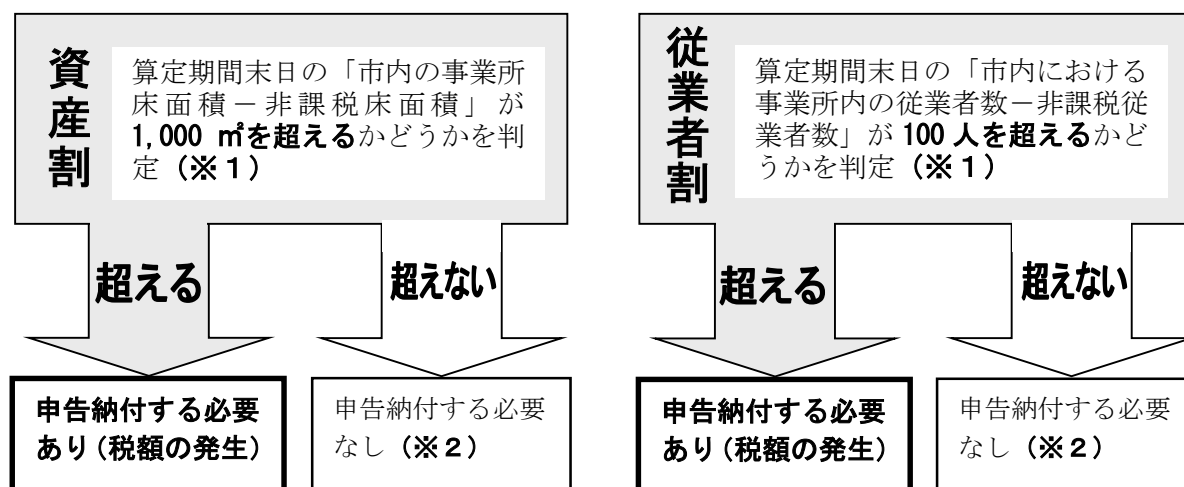
（九州・沖縄地方） 久留米市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市

3 事業所税の構成

区 分	資 産 割	従 業 者 割
納 税 義 務 者	事務所又は事業所において事業を行う法人又は個人	
課 税 標 準	事業所床面積	従業者給与総額
免 税 点 (非課税控除後に判定)	札幌市内における事業所床面積が 1,000 m ² 以下	札幌市内における事業所内の 従業者数が 100 人以下
税 率	1 m ² につき 600 円	従業者給与総額の 100 分の 0.25
非 課 税	P 3 5 ～ 4 3 の「別表 1」を参照	
課税標準の特例	P 4 4 ～ 4 8 の「別表 2」を参照	
減 免	P 4 9 ～ 5 1 の「別表 3」を参照	
申告納付期限	(法人) 事業年度終了の日から 2 月以内 ----- (個人) 翌年の 3 月 1 5 日まで ※年の途中において事業を廃止した場合には、廃止の日から 1 月以内 (当該事業の廃止が納税義務者の死亡によるときは、4 月以内)	
申 告 先	札 幌 市 長	

4 事業所税の課税のしくみ

(1) 免税点の判定 (申告納付の必要があるかどうかの判定…資産割、従業者割それぞれについて判定)



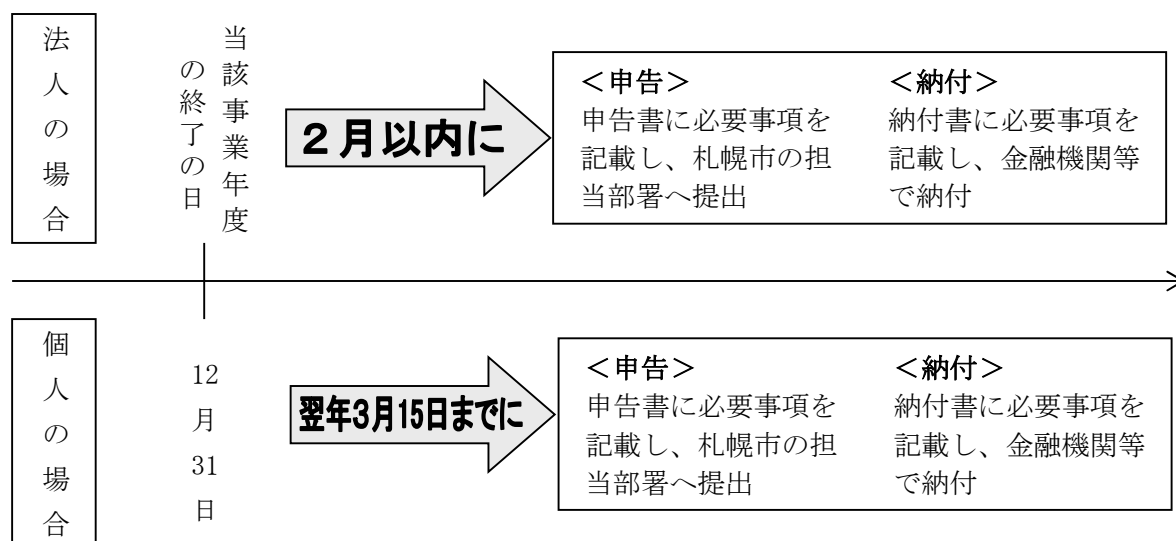
※1 同一家屋内に同族会社等が入居し、みなし共同事業に該当する場合は、当該同族会社等の床面積又は従業者数も合算して、1,000㎡又は100人を超えるかどうか判定することになります。(P27)
また、従業者数に著しい変動がある場合は、別の判定方法があります。(P19)

※2 下記のいずれかに該当する場合は、免税点以下で納付すべき税額がなくても、申告のみが必要になります。(法701の46③、条125③、市税規46)

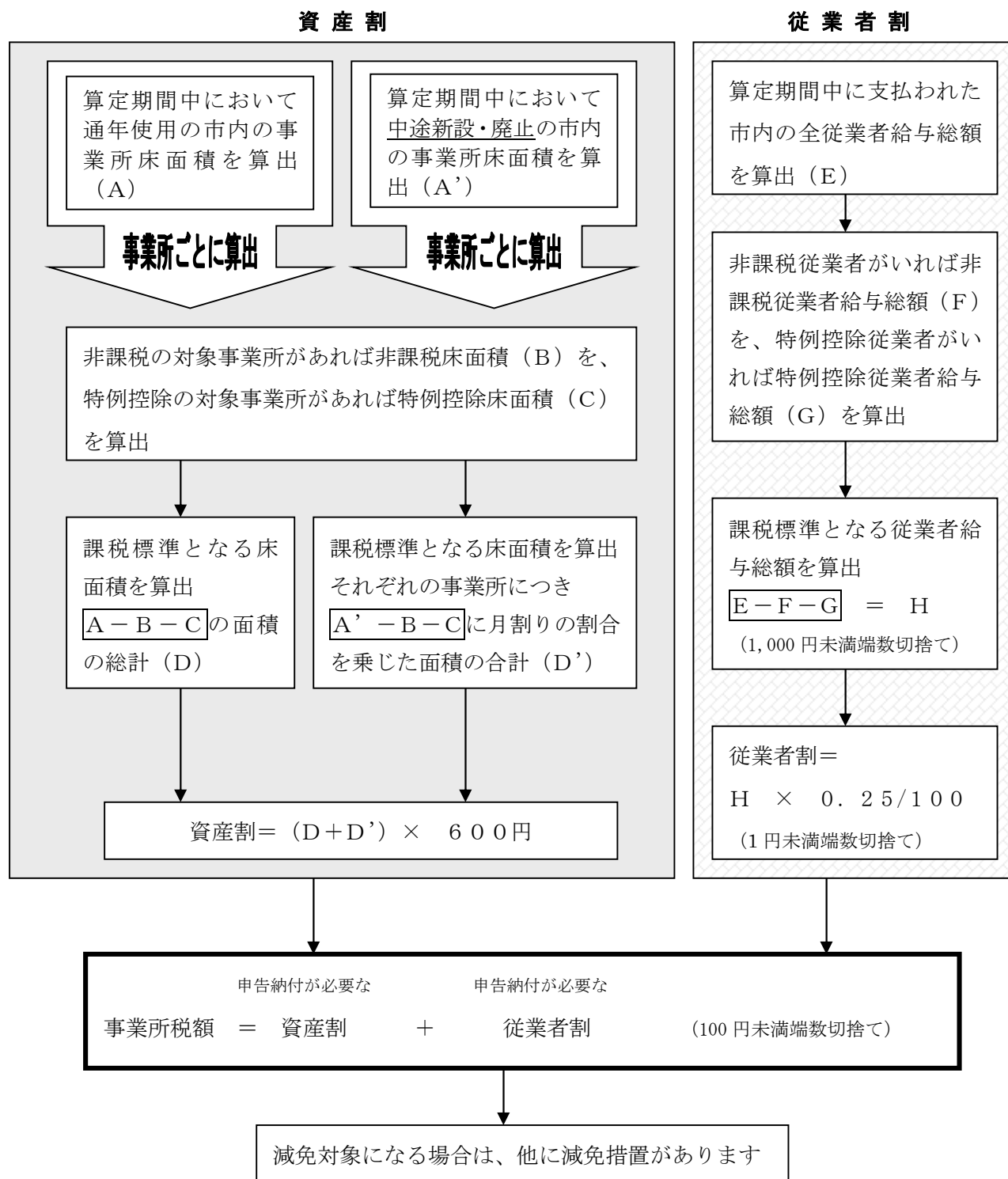
- ・ 事業所床面積が800㎡以上の場合
- ・ 従業者数が80人以上の場合
- ・ 前事業年度において税額が発生していた場合

(2) 申告納付の時期

事業所税においては申告期限の延長制度はありません。



(3) 申告税額の算定



(注) 算定期間の月数が 12 月に満たない場合の資産割は別の計算があります。(P 11)

第二部 事業所税の課税対象等

1	課税対象	7 ページ
2	納税義務者	7
3	課税標準	9
4	税率	16
5	免税点	17
6	非課税	22
7	課税標準の特例	22
8	減免	23
9	申告と納付	24
10	共同事業及び共同事業とみなされる事業の留意事項	26
11	税額計算例	31

第二部 事業所税の課税対象等

1 課税対象

事業所等で事業を行う場合に課税対象となります。(法 701 の 32①)

この場合、事業所等とは、事務所又は事業所をいい、それが自己の所有するものだけでなく借りている場合でも事業の必要から設けられた人的、物的設備で継続して事業が行われる場所をいいます。

[取通(市)第九章三(3)]

具体的には、事務所、店舗、工場、倉庫、屋内駐車場等をいいます(居住の用に供するものを除く)。

2 納税義務者

市内に所在する事業所等において事業を行う法人又は個人です。(法 701 の 32①)

なお、納税義務者の認定にあつては、次の点に留意してください。

(1) 人格のない社団等

人格のない社団等は法人とみなされ、法人に関する規定が適用されます。(法 701 の 32③)

(2) 共同事業

共同事業を行っている場合は、各共同事業者が連帯納税義務を負うことになります。

(法 10 の 2①)

なお、詳細については P 26 を参照してください。

(3) 共同事業とみなされる事業

特殊関係者を有する者の事業と特殊関係者の事業とが同一の家屋で行われている等の場合には、当該特殊関係者の行う事業は共同事業とみなされます。(法 701 の 32②)

共同事業とみなされる場合は、これらの者が連帯して納税義務を負うことになります。

なお、詳細については P 26 を参照してください。

(4) 貸しビル等

貸しビル等の全部又は一部を借りて事業を行う場合は、当該事業を行う者が納税義務者となります。
[取通（市）第九章三（４）ア]

しかし、次の場合にご留意ください。

ア 貸しビル等の入居者は、一般的に所有者との賃貸借契約における借主をさしますが、名義上の借主と実質上の借主とが異なる場合（転貸などの場合）は、実質上の借主が納税義務者となります。

また、賃貸借契約によらず無償賃貸の場合でも、現に使用している者が納税義務者となります。

イ 貸しビル等の所有者（又は管理者）が、当該貸しビル等内に所有者（又は管理者）自身の事業所等（管理室、管理用品倉庫など当該ビルの管理のための施設）を有する場合は、その事業所等について所有者（又は管理者）が納税義務者となります。

ウ 貸しビル等の空室部分は、現に事業所等の用に供されていないので、課税対象にはなりません。

したがって、貸しビル等の貸主は、当該貸付部分については納税義務者とはなりません。

ただし、貸しビル等の貸主は「事業所用家屋貸付等申告書」を提出していただくことになります。

（法７０１の５２②、条１２６の４②、市税規４７②）

(5) 実質課税

法律上事業所等において事業を行うとみられる者が単なる名義人である場合は、事実上事業を行う者が納税義務者となります。（法７０１の３３）

(6) 清算中の法人

清算中の法人であっても、清算の業務を行う範囲内において納税義務者となります。

[取通（市）第九章三（４）ア]

3 課税標準

事業所税は、事業所等の床面積を課税標準とする資産割と、従業者に対して支払われた給与等を課税標準とする従業者割とに分かれています。

(1) 資産割

資産割の課税標準は、課税標準の算定期間の末日における市内に所在する各事業所等の合計事業所床面積です。(法701の31①②、法701の40①)

なお、この場合の課税標準の算定期間とは、法人にあっては事業年度、個人にあってはその年の1月1日から12月31日までの期間をいいます。(法701の31①⑦⑧)

また、課税標準の算定期間の中途において事業所等を新設又は廃止した場合の課税標準は、月割計算により算定されます。(具体的な算定方法は、P12オに記載しています。)

ア 事業所床面積

事業所床面積とは、事業所用家屋の延べ床面積をいいます。ただし、事業所用家屋に共用部分(階段、廊下、エレベーター、機械室、トイレ等)がある場合には、その共用部分の延べ床面積について専用部分を基礎としてあん分し、各事業所ごとに割り振った面積(算定方法は、P10ウに記載しています。)を事業所床面積に含めることとされています。

(法701の31①④、令56の16)

なお、この場合の事業所用家屋とは、固定資産税における家屋の全部又は一部で現に事業所等の用に供するものをいいます。(法701の31①⑥)

イ 床面積の取扱いと端数処理

事業所用家屋の各階ごとに壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートル(m²)を単位として計算します。(小数点第2位未満の端数を切捨てます。)

例) 100.018 m² → 100.01 m²

ウ 共用部分の取扱い

2以上の事業者が使用している家屋又は一部を居住の用に供している家屋でこれらに係る共同の用に供する部分（共用部分）がある場合の各事業者の事業所床面積は、次の算式により求めます。（令56の16）

当該事業者の事業所床面積

$$= \frac{\text{当該事業者の専用部分の床面積}}{\text{共用部分の床面積}} \times \left[\frac{\text{共用部分に係る当該事業者の専用部分の床面積}}{\text{共用部分に係る専用部分の床面積の合計}} \right]$$

（注1） 専用部分とは、専ら事業所等として使用する部分（住宅にあっては専ら居住の用に供する部分）をいいます。

（注2） 共用部分とは、専用部分に係る廊下、階段、エレベーター等共同の用に供する部分といい、物理的、構造的に共同して使用できる部分すべてが含まれます。

（設 例 ①）

A社事務所	B社店舗	C社店舗
廊下（共用部分）		
空室D テナント募集中	マンション	マンション

床面積の内訳

建物の延べ床面積	1,150 m ²
Aの専用面積	150 m ²
Bの専用面積	130 m ²
Cの専用面積	100 m ²
Dの専用面積	120 m ²
住宅（2戸）の専用面積	300 m ²
<u>専用部分の合計床面積</u>	<u>800 m²</u>
<u>共用部分の合計床面積</u>	<u>350 m²</u>

（注） 空室部分も専用部分となります。

この場合におけるA社の事業所床面積は、次のとおりです。

$$\text{A社の事業所床面積} = 150 + 350 \times \left[\frac{150}{800} \right] = 215.62 \text{ m}^2 \text{（小数点第二位未満切り捨て）}$$

エ 課税標準の算定期間の月数が12月に満たない場合（下記設例②、P13設例④参照）

課税標準の算定期間の月数が会社の決算期を変更したこと等により12月に満たない場合は、算定期間の末日の事業所床面積を12で除して得た数値に課税標準の算定期間の月数を乗じることとなります。（法701の40①）

算式は次のとおりとなります。

$$\left[\frac{\text{課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積}}{12} \right] \times \text{課税標準の算定期間の月数}$$

なお、この場合の月数は、暦にしたがって計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。（法701の40③）

例）4月1日から翌年2月15日までの場合は、10月と15日となりますので、月数は11となります。

（設 例 ②）

算定期間の月数が12月に満たない場合の月割り計算

A社は年1回10月20日決算法人であったが、この度決算期を3月31日に変更した。

10月21日 10月20日 3月31日



A社の3月31日現在の事業所
床面積の内訳

中央区の本社	600 m ²
白石区の店舗	1,200 m ²

この場合のA社の10月21日から翌年3月31日までの事業年度に係る課税標準は、次のとおりです。（この場合の課税標準の算定期間は、5月と11日になりますので、6月となります。）

$$\left[\frac{600+1,200}{12} \right] \times 6 = 900.00 \text{ m}^2$$

オ 課税標準の算定期間の中途において事業所等を新設又は廃止した場合

(法 701 の 40 ②①②③)

(ア)～(ウ)の算式により求めます。

(ア) 課税標準の算定期間の中途において新設された事業所等 (ウ)の場合を除く。)

新設の翌月から数えます (P 13 設例③、④参照)

$$\begin{array}{l} \text{(算式)} \\ \text{課税標準の算定期間} \\ \text{の末日現在の事業所} \\ \text{床面積} \end{array} \times \left(\frac{\text{新設の日の属する月の翌月から課税標準の算定期間の末日} \\ \text{の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}} \right)$$

(イ) 課税標準の算定期間の中途において廃止された事業所等

廃止の月まで数えます (P 13 設例③参照)

$$\begin{array}{l} \text{(算式)} \\ \text{廃止の日における} \\ \text{事業所床面積} \end{array} \times \left(\frac{\text{課税標準の算定期間の開始の日の属する月から廃止の日} \\ \text{の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}} \right)$$

(ウ) 課税標準の算定期間の中途において新設され、同期間の中途において廃止された事業所等

新設の翌月から廃止の月まで数えます

$$\begin{array}{l} \text{(算式)} \\ \text{廃止の日における} \\ \text{事業所床面積} \end{array} \times \left(\frac{\text{新設の日の属する月の翌月から廃止の日の属する月まで} \\ \text{の月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}} \right)$$

※ 事業年度が月の中途から始まる法人は、事業年度開始日から翌月の事業年度開始日に応答する日の前日までを一単位として、上記の月数を計算します。

(例 3月20日決算の場合、3月21日～4月20日、4月21日～5月20日、…という各月で計算)

なお、この場合の事業所等の新設又は廃止とは、一の事業所等の新設又は廃止をいい、一の事業所等のなかで増築したり、取り壊したり、借受け面積を増減させた場合など、事業所等の床面積の単なる増減は、事業所等の新設又は廃止に該当しないため、月割計算することなく、課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積が課税標準となります。

(例えば、事務所を増築した場合や、貸しビルの1階部分を借受けていたが、さらに2階部分も借受けることとした場合、同一敷地内で工場等を新築した場合など。)

(P 14 設例⑤参照)

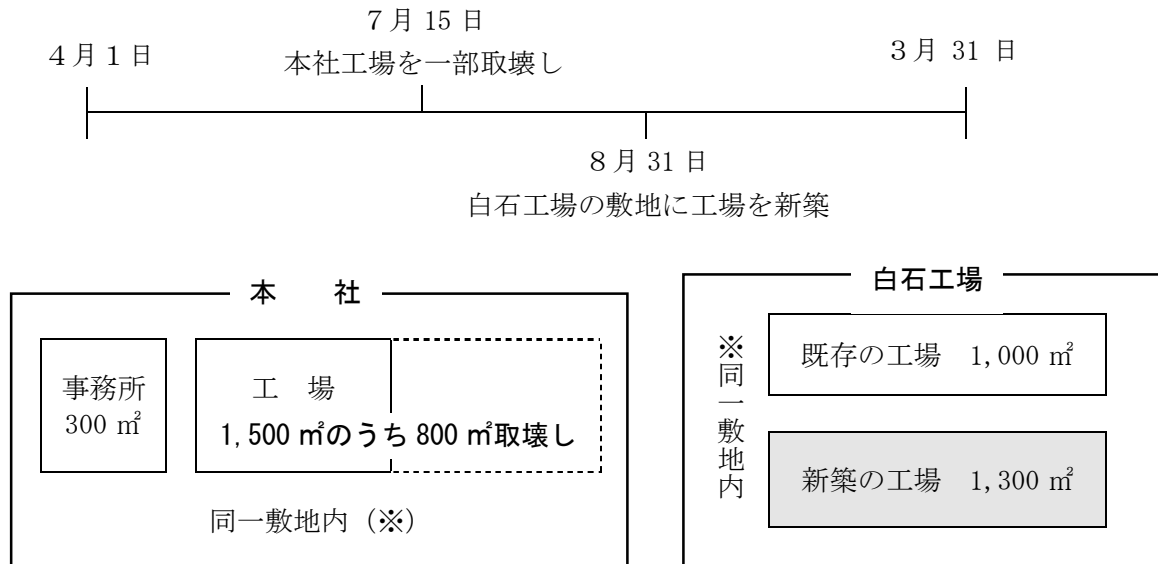
カ 事業所の一部又は全部が休止していた場合

課税標準の算定期間の末日以前6月以上継続して休止していたと認められる施設の事業所床面積は課税標準に含めません。この場合、休止部分は明確に区画されていることが必要です。

なお、免税点の判定においては、その休止部分に係る床面積も免税点の判定の基礎となる事業所床面積に含まれます。

課税標準の算定期間中に事業所等を拡張又は縮小した場合

中央区に本社のあるD社（決算期3月31日）は、この度、本社の工場の一部を取壊し、その替わりを白石区にある白石工場の敷地内に新築した。



この場合のD社の4月1日から翌年3月31日までの事業年度に係る課税標準は、次のとおりです。

本 社	300	+	(1,500 - 800)	=	1,000 m ²
白石工場	1,000	+	1,300	=	2,300 m ²
合 計					3,300 m ²

※ 同一事業所内での事業所等の拡張又は縮小は、月割り計算することなく課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積が課税標準となります。

(2) 従業者割

従業者割の課税標準は、市内の各事業所等において、課税標準の算定期間中に従業者に対して支払われた従業者給与総額です。(法 701 の 31①③、法 701 の 40①)

ア 従業者給与総額

課税標準の算定期間中に支払われた又は支払われるべき給与等の総額をいいます。

なお、従業者には、一般の従業者のほか、役員、臨時の従業者、出向者等も含まれます。

(P 20 の表参照)

イ 従業者給与総額の範囲

(ア) 従業者給与総額に含まれるもの

従業者給与総額には、俸給、給料、賃金、賞与、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当及び所得税の取扱い上課税とされる通勤手当、現物給与等が含まれます。

[取通(市) 第九章三(6)イ]

また所得税法等の規定による事業専従者の場合は、その者に係る事業専従者控除額が従業者給与総額に含まれます。

(イ) 従業者給与総額に含まれないもの

従業者給与総額には、退職給与金、年金、恩給等は含まれません。

[取通(市) 第九章三(6)イ]

また、外交員、その他これらに類する者の業務に関する報酬で、所得税の取扱い上給与所得に該当しないものは含まれません。

ウ 従業者給与総額の算定の特例

(ア) 年齢 65 歳以上の者及び障がい者

課税標準となるべき従業者給与総額の算定は、役員以外の年齢 65 歳以上の者及び役員以外の障がい者については、これらの者の給与等の額を除いて行います。

従業者割の免税点判定(P 18 参照)においても、これらの者を従業者数から除きます。

(法 701 条の 31①⑤)

なお、この場合の障がい者とは、所得税、住民税において障害者控除の対象となる者をいいます。(令 56 の 17)

(イ) 雇用改善助成対象者

雇用改善助成対象者がいる場合の課税標準となるべき従業者給与総額の算定は、その者の給与等の額の 2 分の 1 に相当する額を除いて行います。(法 701 の 31①⑤)

なお、この場合の雇用改善助成対象者とは、年齢55歳以上65歳未満の従業者のうち雇用保険法等の国の雇用に関する助成の対象となっている者で、特定求職者雇用開発助成金の支給、作業環境適応訓練の対象となる者をいいます。(令56の17の2)

(ウ) 年齢65歳以上の者等の判定

年齢65歳以上の者、障がい者、又は雇用改善助成対象者であるかどうかの判定は、その者に対して給与等が支払われるときの現況によります。(法701の31②)

なお、課税標準となるべき従業者給与総額の算定は、年齢65歳以上の者等に該当することとなった日の属する従業者給与の計算の基礎となる期間(月給、週給等の期間)以降に係るこれらの者の給与等の額の全部又は2分の1に相当する額を除いて行います。

4 税 率

事業所税の税率は、次のとおりです。(法701の42)

(1) 資産割

事業所床面積1㎡につき600円です。

(2) 従業者割

従業者給与総額の100分の0.25です。

5 免税点

事業所税の免税点の判定は、資産割と従業者割とでそれぞれ個別に判定することになります。

例えば、資産割が免税点を超え、従業者割が免税点以下である場合には、資産割だけが課税されることになります。

(1) 資産割

市内に所在する各事業所等の事業所床面積の合計床面積が1,000㎡以下である場合には課税になりません。(法701の43①)

ア 免税点の判定

免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日の事業所床面積により判定します。

(法701の43③)

なお、課税標準の算定期間の中途において廃止された事業所等は、免税点の判定上除かれますが、課税標準となる事業所床面積には含まれます。

イ 免税点判定上の留意事項

免税点の判定は、事業所床面積から非課税床面積(P22参照)を控除した後で判定します。(法701の43①)

ただし、課税標準の特例床面積(P23参照)及び減免に係る床面積(P23参照)は、除かれませんので注意してください。

(設 例 ⑥)

A社の甲事業所の決算期末日の事業所床面積の内訳	事業所床面積	1,200 ㎡
	そのうち非課税床面積	500 ㎡
A社の乙事業所の決算期末日の事業所床面積の内訳	事業所床面積	600 ㎡
	そのうち課税標準の特例	
	による控除床面積	300 ㎡

この場合のA社の免税点の判定は、次のとおりとなります。

甲事業所	1,200	－	500	=	700 ㎡
乙事業所	600	－	0	=	600 ㎡
合 計					1,300 ㎡ > 1,000 ㎡ (免税点超)

以上のとおり、1,000㎡を超えることとなるので、課税の対象となります。

なお、この場合の課税標準は、免税点を超えた部分だけでなく、1,300㎡が対象となりますので注意してください。

(2) 従業者割

市内に所在する各事業所等の従業者数の合計が100人以下である場合には課税になりません。

(法701の43①)

ア 免税点の判定

免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日の従業者数で判定します。

(法701の43③)

なお、課税標準の算定期間の中途において退職した従業者等は、免税点の判定上除かれますが、課税標準となる従業者給与総額には含まれます。

イ 免税点判定上の留意事項

役員以外の従業者で年齢65歳以上の者(P15ウ(ア)を参照)及び障がい者、非課税施設に係る従業者等(P20の表参照、P22参照)を除いて判定します。

ただし、雇用改善助成の対象者及び課税標準の特例施設に係る従業者(P23参照)並びに減免施設に係る従業者(P23参照)は、除かれませんので注意してください。

(設 例 ⑦)

B社の甲事業所の決算期末日の従業者数の内訳	従業者数	75人
	そのうち役員以外で <u>65歳</u>	
	<u>以上(※)の従業者</u>	5人

※ P15ウ(ア)を参照

B社の乙事業所の決算期末日の従業者数の内訳	従業者数	35人
	そのうち障がい者	3人

B社の乙事業所の中途退職者	2人
---------------	----

この場合のB社の免税点の判定は、次のとおりとなります。

甲事業所 75 - 5 = 70人

乙事業所 35 - 3 = 32人

合 計 102人 > 100人(免税点超)

以上のとおり、100人を超えることとなるので、課税の対象となります。

なお、この場合の課税標準は、免税点を越えた部分だけでなく、102人と中途退職者2人の給与総額が対象となりますので注意してください。

ウ 従業者数に著しい変動がある場合の免税点

課税標準の算定期間を通じて従業者数に著しい変動がある事業所等については、次の算式により算出された数を算定期間の末日の従業者とみなします。(法 701 の 43④)

$$\text{従業者数} = \frac{\text{算定期間に属する各月末日現在における従業者数を合計した数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

なお、従業者数に著しい変動がある事業所等とは、課税標準の算定期間の各月の末日現在における従業者のうち、最大の従業者数が最小の従業者数の 2 倍を超える事業所等です。

(令 56 の 73①)

エ 特殊な勤務形態の従業者

特殊な勤務形態の従業者については、免税点の判定と課税標準の算定が多少異なる取扱いとなりますので、P 20 の表を参照してください。

(設 例 ⑧)

C 社の従業者数の内訳	従業者数	150 人
	そのうち D 社へ出向して	
	いる従業者	20 人
D 社の従業者数		95 人

C 社の従業者のうち、D 社へ出向している従業者に対する給与は、C 社が支払っているが、D 社は C 社に対して当該給与相当分を指導料として支払っている。

この場合の C 社及び D 社の免税点の判定は、次のとおりとなります。

C 社 150 − 20 = 130 人 > 100 人 (免税点超)

D 社 95 + 20 = 115 人 > 100 人 (免税点超)

以上のとおり、C 社・D 社とも 100 人を超えることとなるので、課税の対象となります。

従業者割における従業者の取扱い

従 業 者		免 税 点 の 判 定	課 税 標 準	備 考
出 向 社 員 ※1	出向元が給与を支払う	出向元の従業者に含める	出向元の従業者給与総額に含める	
	出向先の会社が出向元の会社に対して給与相当分を支払う	出向先の従業者に含める	出向先の従業者給与総額に含める	法人税法上給与相当分が給与として取り扱われている
	出向元と出向先が一部負担	主たる給与等を支払う会社の従業者に含める	それぞれの会社の従業者給与総額に含める	
日々雇用等の臨時の従業員		従業者に含める	従業者給与総額に含める	
パートタイマー ※2		従業者に含めない	従業者給与総額に含める	
無給の役員		従業者に含めない		
非常勤の役員		従業者に含める	従業者給与総額に含める	
数社の役員を兼務する役員		それぞれの会社の従業者に含める	それぞれの会社の従業者給与総額に含める	
休職中の従業者		給与等が支払われている場合は従業者に含める	従業者給与総額に含める	
中途退職者		従業者に含めない	退職時までの給与等は従業者給与総額に含める	
保険の外交員		所得税法上の給与等が支払われている場合従業者に含める	所得税法上の給与等は従業者給与総額に含める	
派遣法※3に基づく派遣社員		派遣元の従業者に含める	派遣元の従業者給与総額に含める	課税区域外への派遣は含めない
外国又は課税区域外への長期出張※4又は派遣		派遣の場合は従業者に含めない	派遣の場合は従業者給与総額に含めない	出張は派遣と同様と認められる場合は含めない
常時船舶の乗組員		従業者に含めない	従業者給与総額に含めない	

(留 意 事 項)

※1 出向とは、出向元企業と出向従業者の雇用関係を維持しながら、当該従業者の指揮監督権を出向先企業に付与し、出向先企業において労務を提供させるものをいいます。

※2 パートタイマーとは、形式的な呼称ではなく、勤務の状態によって判定されるものであり、一般的には雇用期間の長短ではなく当該事業所の正社員の所定労働時間より短時間の勤務（正社員の所定労働時間の4分の3未満のもの）をすることとして雇用されているものであり、休暇、社会保険、賞与等からみても明らかに正規の従業者とは区別されるものをいいます。

※3 派遣法とは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」をいいます。

また、派遣とは、派遣法の労働者派遣をいい、自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させるものをいいます。

※4 出張とは、企業の従業者が、出張元の従業者としての雇用関係及び指揮監督関係を維持しつつ、通常勤務する事業所等と異なった事業所等において、出張元の企業のために労務の提供を行うものをいいます。

(3) その他

ア 共同事業を行っている場合の免税点

P 2 6 を参照してください。

イ 共同事業とみなされる事業を行っている場合の免税点

P 2 6 を参照してください。

ウ 企業組合又は協業組合の免税点

企業組合又は協業組合で一定のものは、個々の事業所ごとに免税点の判定を行います。

(法701の43②、令56の72、規24の26、規24の27)

6 非課税

(1) 非課税の範囲

事業を行う者の公共及び公益的な性格に着目して非課税とする人的な非課税と、施設の用途に着目して非課税とする用途による非課税とがあります。

その範囲と詳細については、別表1（P35～43参照）のとおりです。

(2) 非課税の適用

ア 非課税の判定

非課税規定の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。（法701の34⑥）

なお、算定期間の中途において事業所等を廃止した場合の非課税判定は、その廃止の直前の現況により行います。〔取通（市）第九章三（5）ウ〕

イ 公益法人等が収益事業と収益事業以外の事業とをあわせ行う場合

公益法人等が収益事業と収益事業以外の事業とをあわせ行う場合において、事業所床面積若しくは従業者給与総額のうち非課税規定の適用を受けるものと受けないものとを区分することができないときは、法人税法施行令第6条の規定による区分経理の方法に基づき、それぞれ非課税規定の適用を受けるものを算定します。（令56の23）

ウ 非課税規定の適用を受ける事業と受けない事業とに従事する従業者がいる場合

非課税規定の適用を受ける事業と受けない事業とに従事した従業者に係る課税標準となるべき従業者給与総額の算定は、それぞれの事業に従事した分量に応じてその者の給与等の額をあん分します。

ただし、従事した分量が明らかでない場合は、均等に従事したものとして計算します。

（令56の49）

7 課税標準の特例

(1) 課税標準の特例の範囲

非課税と同様に、人的な課税標準の特例と用途による課税標準の特例とがあります。

その範囲と詳細は別表2（P44～48参照）のとおりであり、それぞれ各号の控除割合を乗じて得た事業所床面積又は従業者給与総額が控除されます。

(2) 課税標準の特例の適用

ア 課税標準の特例の判定

課税標準の特例の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。(法701の41③)

なお、算定期間の中途において事業所等を廃止した場合の課税標準の特例の判定は、その廃止の直前の現況により行います。[取通(市)第九章三(7)イ]

イ 課税標準の特例規定の適用を受ける事業と受けない事業とをあわせ行う場合

課税標準の特例規定の適用を受ける事業と受けない事業とをあわせ行う場合の従業者給与総額の算定については、非課税と同様の方法で行います。(令56の67)

ウ 課税標準の特例規定のうち2以上の規定に重複して該当する場合

課税標準の特例規定のうち2以上の規定に重複して該当する場合は、次の順序に従い適用します。(令56の71)

適用順位	適用条項
1	法701条の41第1項
2	法701条の41第2項

(注) 法701条の41第1項の重複適用は行いません。

8 減 免

(1) 減免の範囲

本市においては、別表3(P49～51参照)に掲げる施設について減免措置を講じています。

(2) 減免の適用

ア 減免の判定

減免の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。(市税規48②)

なお、算定期間の中途において事業所等を廃止した場合の減免判定については、非課税、課税標準の特例と同様の方法で行います。

イ 減免の申請

減免を受けようとする場合は、申告納付期限までに「事業所税減免申請書」に減免を受けようとする事由を証明すべき書類を添付して提出してください。(市税規49)

9 申告と納付

(1) 申告義務者

市内に所在する事業所等において事業を行う法人又は個人で次のア若しくはイに該当する場合は、事業所税の申告義務があります。

(法701の46①③、法701の47①③、条125①③、市税規46)

ア 申告と納付の必要がある場合

課税標準の算定期間の末日現在において、非課税に該当するものを除き、市内に所在する各事業所等の合計床面積が1,000㎡を超える場合又は合計従業者数が100人を超える場合。

イ 申告のみが必要な場合

課税標準の算定期間の末日現在において市内に所在する各事業所等の合計床面積が800㎡以上の場合、合計従業者数が80人以上の場合又は前事業年度において税額が発生していた場合。

(2) 申告納付期限

法人の場合は各事業年度終了の日から2月以内、個人の場合は翌年3月15日までに申告納付してください。ただし、個人が年の途中で事業を廃止した場合は、当該廃止の日から1月以内、その廃止が納税義務者の死亡による場合は4月以内です。(法701の46①、法701の47①、条125①①②)

なお、申告納付期限が休日、土曜日又は12月29日から1月3日に該当するときは、これらの日の翌日が申告納付期限となります。(法20の5②、令6の18②)

また、法人税等にある申告書の提出期限の延長の制度はありません。

(3) 申告書の提出先

申告書の提出先は、札幌市中央市税事務所諸税課事業所税係です。(裏表紙参照)

申告書様式は、申告時期に一斉送付しておりますが、札幌市公式ホームページ内の「申請書・届出書ダウンロードサービス」からダウンロードしてご利用いただくこともできます。

なお、電子申告(eLTAX)でも申告することができます。

(4) 修正申告・更正の請求

申告税額に不足のある場合には、遅滞なく修正申告するとともに、不足額を納付してください。

(法701の49②)

また、申告納付税額が過大であった場合には、申告納付期限から5年以内に限り更正をすべき旨の請求をすることができます。(法20の9の3①)

(5) 決定・期限後の申告

申告期限までに申告がない場合には、市長は自ら調査した結果によって、申告すべき課税標準又は税額を決定することがあります。(法701の58②)

ただし、申告期限後であっても、この決定の通知があるまでは、申告納付することができます。

(法701の49①)

(6) 加算金

申告した税額に不足がある場合には過少申告加算金、申告期限後に申告した場合には不申告加算金が課されます。(法701の61)

過少申告加算金	不足税額の10% (※) (ただし、不足税額が期限内申告額又は50万円のいずれか多い金額を超える場合は、超えた部分に対する割合は15%) ※ 市長による更正があるべきことを予知してされたものでないときは、当該加算金は課されません。
不申告加算金	納付すべき税額の以下の割合 (※) ① 令和5年12月31日以前に申告書の提出期限が到来したもの ・ 50万円以下の部分に相当する金額は15% ・ 50万円を超える部分に相当する金額は20% ② 令和6年1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものが対象 ・ 50万円以下の部分に相当する金額は15% ・ 50万円を超え300万円以下の部分に相当する金額は20% ・ 300万円を超える部分に相当する金額は30% ※ 市長による更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、上記にかかわらず5%

また、納税義務者が課税標準の基礎となるべき事実を隠ぺい又は仮装した場合には重加算金(税額の35%又は40%)が課されます。(法701の62)

(注) 不申告加算金又は重加算金を課される場合において、以下のいずれかに該当する場合は、その割合に10%を加重する措置が講じられます。

- ・ 過去5年以内に不申告加算金又は重加算金を課されたことがある場合。
- ・ 前年及び前々年に開始した事業年度について、不申告加算金若しくは重加算金を課されたことがある、又は決定すべきと認められる場合。(令和6年1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものが対象)

(7) 延滞金

申告納付期限後に事業所税を納付する場合には、下記の割合を乗じて計算した延滞金がかかります。(法701の60、本法附則3の2①)

納期限の翌日から1ヶ月を経過する日まで	納期限の翌日から1ヶ月を経過した日以後
延滞金特例基準割合 (※) + 年1% (上限は年7.3%)	延滞金特例基準割合 (※) + 年7.3% (上限は年14.6%)

※ 当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された平均貸付割合に年1%を加算した割合

10 共同事業及び共同事業とみなされる事業の留意事項

(1) 共同事業（共同事業とみなされる事業を除く）の場合

共同事業を行っている場合は、各共同事業者が連帯納税義務を負うことになります。

(法10の2①)

なお、各共同事業者の免税点の判定及び課税標準の算定にあつては、次の点に留意してください。

ア 免税点の判定

共同事業を行っている場合、各共同事業者の免税点は個々に判定することになります。

なお、この場合の免税点の判定等の基礎となる事業所床面積又は従業者数は、共同事業に係る損益分配の割合に応ずるものを各共同事業者が単独で行うものとみなして判定します。

算式は次のとおりとなります。(令56の75①)

$$\begin{array}{l} \text{各共同事業者の} \\ \text{事業所床面積又} \\ \text{は従業者数} \end{array} = \begin{array}{l} \text{共同事業に係る事業所等の} \\ \text{事業所床面積又は従業者数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{損益分配の割合（当該割合が定} \\ \text{められていない場合は、その者} \\ \text{の出資の額に応じる割合）} \end{array}$$

イ 課税標準の算定

課税標準の算定についても、上記算式と同様に求めます。

(2) 共同事業とみなされる事業の場合

特殊関係者を有する者がある場合において、特殊関係者が、特殊関係者を有する者又は特殊関係者を有する者の他の特殊関係者と同一の家屋で事業を営んでいる場合には、一定の場合を除き、当該特殊関係者の事業は共同事業とみなされ、これらの者が連帯して納税義務を負うことになります。

また、共同事業とみなされる事業について2以上の共同グループ（共同事業とみなされる事業に係る特殊関係者を有する者及び当該特殊関係者）が存することとなった場合には、当該共同グループに属している者全員の共同事業とみなされます。

特殊関係者を有する者であるかどうか及び当該特殊関係者であるかどうかの判定は、法人にあつては事業年度、個人にあつては個人に係る課税期間（原則として1月1日から12月31日まで）の末日の現況により行います。(法701の32②、法10の2①、令56の21⑤)

なお、各共同事業者の免税点の判定及び課税標準の算定にあつては、次の点に留意してください。詳細については後記の設例を参照してください。

ア 特殊関係者の範囲（令５６の２１①）

特殊関係者の範囲は次のとおりです。

（特殊関係者を有する者であるかどうかの判定をすべき者を「判定対象者」といいます）

- (ア) 判定対象者の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹（令５６の２１①①）
- (イ) 前記(ア)に掲げる者以外の判定対象者の親族で、判定対象者と生計を一にし、又は判定対象者から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの（令５６の２１①②）
- (ウ) 前記(ア)及び(イ)に掲げる者以外の判定対象者の使用人その他の個人で、判定対象者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持しているもの（令５６の２１①③）
- (エ) 判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人（前記(ア)及び(イ)に掲げる者を除く。）及びその者と前記(ア)、(イ)及び(ウ)のいずれかに該当する関係がある個人（令５①④）
- (オ) 判定対象者が同族会社である場合には、その判定の基礎となった株主又は社員である個人及びその者と前記(ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)のいずれかに該当する関係がある個人（令５６の２１①⑤）
- (カ) 判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社（令５６の２１①⑥）
- (キ) 判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主又は社員（これらの者と前記(ア)から(エ)までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社（令５６の２１①⑦）

（注）「同族会社」とは、会社の株主等（※１）の３人以下並びにこれらと特殊な関係にある個人及び法人がその会社の発行済株式の総数又は出資金額（※２）の１００分の５０を超える数の株式又は出資の金額を有する場合におけるその会社をいいます（法人税法第２条第１０号）。

※１ その会社が自己の株式又は出資をする場合のその会社を除く。

※２ その会社が有する自己の株式又は出資を除く。

イ 免税点の判定

各事業者の免税点は、その者が単独で行っている事業の事業所床面積又は従業者数と、共同事業とみなされた事業の事業所床面積又は従業者数との合計で判定します。

（令５６の７５②）

ウ 課税標準の算定

各事業者の課税標準は、それぞれが単独で行っている事業所床面積又は従業者給与総額となります。（令５６の５１②）

（設 例 ⑨）

甲ビル（同一家屋内）

A
法人

51%出資

B
法人

600 m²
500 m²

乙ビル

B
法人

700 m²

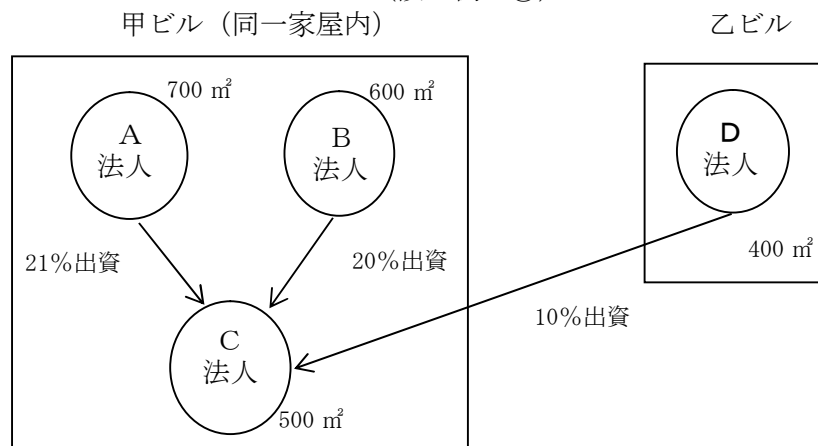
Bは同族会社です。

- A法人を判定対象者とした場合、判定対象者Aを判定の基礎として同族会社に該当する会社、つまりB法人が特殊関係者となり、A法人は特殊関係者を有する者となります。（令５６の２１①⑥）
よって、B法人の行う事業が、A法人との共同事業とみなされます。
- B法人を判定の対象とした場合は、特殊関係者等の該当はありません。

この場合のそれぞれの免税点及び課税標準は、次のとおりです。

		免 税 点 の 判 定		課税標準
A法人	A + B	600 m ² + 500 m ²	> 1,000 m ²	600 m ²
B法人	B	500 m ² + 700 m ²	> 1,000 m ²	1,200 m ²

(設 例 ⑩)



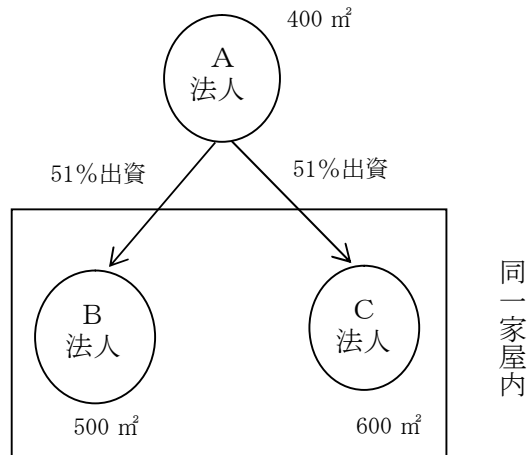
Cは同族会社です。

- A法人を判定対象者とした場合、判定対象者Aを判定の基礎として同族会社に該当する会社、つまりC法人が特殊関係者となり、A法人は特殊関係者を有する者となります。(令56の21⑥)
- よって、C法人の行う事業がA法人との共同事業とみなされます。
- 判定対象者がB法人の場合も同様です。ただし、D法人は同一家屋内には存在しませんので、みなし共同事業には該当しません。
- C法人を判定対象者とした場合は特殊関係者等の該当はありません。

この場合のそれぞれの免税点及び課税標準は、次のとおりです。

	免 税 点 の 判 定		課税標準
A法人	A + C	$700 \text{ m}^2 + 500 \text{ m}^2 > 1,000 \text{ m}^2$	700 m^2
B法人	B + C	$600 \text{ m}^2 + 500 \text{ m}^2 > 1,000 \text{ m}^2$	600 m^2
D法人	D	$400 \text{ m}^2 \leq 1,000 \text{ m}^2$	——
C法人	C	$500 \text{ m}^2 \leq 1,000 \text{ m}^2$	——

(設 例 ⑪)



B 法人、C 法人はそれぞれ同族会社です。

○ B 法人を判定対象者とした場合、判定対象者 B が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主 A の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社、つまり C 法人は特殊関係者となり、B 法人は特殊関係者を有する者となります。(令 56 の 21⑦)

よって、C 法人の行う事業が B 法人との共同事業とみなされます。

○ C 法人を判定対象者とした場合、判定対象者 C が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主 A の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社、つまり B 法人は特殊関係者となり、C 法人は特殊関係者を有する者となります。(令 56 の 21⑦)

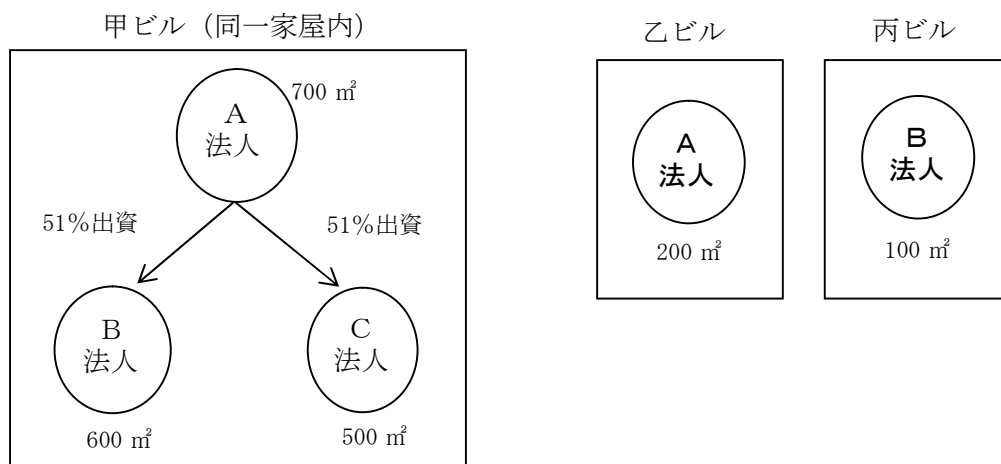
よって、B 法人の行う事業が C 法人との共同事業とみなされます。

(注) A 法人は、同一家屋内には存在しないので、みなし共同事業には該当しません。

この場合のそれぞれの免税点及び課税標準は、次のとおりです。

	免 税 点 の 判 定		課税標準
A 法人	A	$400 \text{ m}^2 \leq 1,000 \text{ m}^2$	—
B 法人	B + C	$500 \text{ m}^2 + 600 \text{ m}^2 > 1,000 \text{ m}^2$	500 m^2
C 法人	C + B	$600 \text{ m}^2 + 500 \text{ m}^2 > 1,000 \text{ m}^2$	600 m^2

(設 例 ⑫)



B、C法人はそれぞれ同族会社です。

- A法人を判定対象者とした場合、判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社、つまりB、C法人が特殊関係者となり、A法人は特殊関係者を有する者となります。(令56の21①㊸)
- B法人を判定対象者とした場合、判定対象者Bが同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主Aの全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社、つまりC法人は特殊関係者となり、B法人は特殊関係者を有する者となります。(令56の21①㊸)
よって、C法人の行う事業がB法人との共同事業とみなされます。
- C法人を判定対象者とした場合、判定対象者Cが同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主Aの全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社、つまりB法人は特殊関係者となり、C法人は特殊関係者を有する者となります。(令56の21①㊸)
よって、B法人の行う事業がC法人との共同事業とみなされます。

この場合のそれぞれの免税点及び課税標準は、次のとおりです。

	免 税 点 の 判 定		課税標準
A法人	A + B + C	$700 \text{ m}^2 + 200 \text{ m}^2 + 600 \text{ m}^2 + 500 \text{ m}^2 > 1,000 \text{ m}^2$	900 m ²
B法人	B + C	$600 \text{ m}^2 + 100 \text{ m}^2 + 500 \text{ m}^2 > 1,000 \text{ m}^2$	700 m ²
C法人	C + B	$500 \text{ m}^2 + 600 \text{ m}^2 > 1,000 \text{ m}^2$	500 m ²

1 1 税額計算例

事例①（従業者割のみの例）

A株式会社

- ・決算期 12月31日
- ・事業内容 食品製造業
- ・事業所床面積 2,730.00 m²
(内訳)
 - 中央区事務所 930.00 m²
 - 東区工場 1,800.00 m² → 事業年度中途（9月1日）に札幌市外へ移転
- ・給与総額の明細
 - 給与総額 9億1,500万7,500円
(内訳)
 - 中央区事務所 3億1,500万7,500円（従業者数 105人）
 - 東区工場 6億円（従業者数 200人）
 - 1月1日から8月31日まで支払われた給与総額 4億円
 - 9月1日から12月31日まで支払われた給与総額 2億円
 - 期末現在の従業者 105人

（注）資産割および従業者割の免税点の判定は、それぞれ別個に行い、いずれか一方が免税点を超える場合は超えた方がのみが課税されます。

1 資産割

免税点の判定

12月31日決算期末の札幌市内に所在する事業所床面積は、中央区事務所 930.00 m²だけであり免税点（1,000 m²）を超えないので課税されません。

2 従業者割

(1) 免税点の判定

12月31日決算期末の札幌市内に所在する事業所の従業者合計数は105人で免税点（100人）を超えるので課税されます。

(2) 課税標準

従業者割の課税標準の算定期間中に札幌市内の事業所等の従業者に支払われた従業者給与総額ですので、課税標準は以下のとおりです。

$$\begin{array}{l} 3\text{億}1,500\text{万}7,500\text{円} \quad + \quad 4\text{億円} \quad = \quad 7\text{億}1,500\text{万}7,000\text{円（千円未満切捨）} \\ \left[\begin{array}{l} \text{中央区事務所で支} \\ \text{払われた給与総額} \end{array} \right] \quad \left[\begin{array}{l} \text{東区工場が札幌市内に所在していた1月1日から} \\ \text{8月31日までの期間に支払われた給与総額} \end{array} \right] \end{array}$$

(3) 税額計算方法

$$7\text{億}1,500\text{万}7,000\text{円} \times 0.25/100 = 178\text{万}7,517\text{円（円未満切捨）}$$

(4) 従業者割額

178万7,517円

3 申告すべき税額

178万7,500円（100円未満切捨）

事例②（資産割のみの例）

B株式会社

- ・決算期 10月31日
- ・事業内容 不動産取引業
- ・事業所床面積 下図参照
- ・給与総額の明細

給与総額 3億6,126万円（うち役員以外の障がい者分 1,806万3,000円）

期末現在の従業者 101人（うち役員以外の障がい者 6人）

B社	990.00 m ²	共用部分 1,200.00 m ²
空室	1,442.11 m ²	
甲社	1,870.00 m ²	
乙社	1,000.73 m ²	

- ビル所有者：豊平 一郎
- ビルテナント：B社、甲社、乙社
（貸しビルに入居し、事業を行う者）

（注） 空室も専用部分となります。

納税義務者となるのは、B社、甲社、乙社です。（この事例では、B社のみの税額を算出します。）

なお、ビル所有者の豊平一郎は、「事業所用家屋貸付等申告書」を提出していただくことになります。

1 資産割

(1) 免税点の判定

B社の専用部分の床面積は990.00 m²ですが、共用部分がある場合の事業所床面積の計算は、専用部分の床面積と共用部分の床面積との合計になります。

$$\begin{aligned}
 \text{B社の事業所床面積} &= \text{B社の専用部分の床面積} + \text{共用部分の床面積} \times \left[\frac{\text{共用部分に係るB社の専用部分の床面積}}{\text{共用部分に係る専用部分の床面積の合計}} \right] \\
 &= 990.00 \text{ m}^2 + 1,200.00 \text{ m}^2 \times \left[\frac{990.00 \text{ m}^2}{990.00 \text{ m}^2 + 1,442.11 \text{ m}^2 + 1,870.00 \text{ m}^2 + 1,000.73 \text{ m}^2} \right] \\
 &= 1,214.03 \text{ m}^2 \text{（小数点第2位未満切捨）} \quad \cdots \cdots \text{免税点（1,000 m}^2\text{）超}
 \end{aligned}$$

(2) 課税標準

(1)より1,214.03 m²

(3) 税額計算方法

$$1,214.03 \text{ m}^2 \times 600 \text{ 円} = 72 \text{ 万 } 8,418 \text{ 円}$$

(4) 資産割額

72万8,418円

2 従業者割

免税点の判定

役員以外の障がい者については従業者数から除かれますので、101人－6人＝95人となり、免税点（100人）を超えないため課税されません。

3 申告すべき税額

72万8,400円（100円未満切捨）

C株式会社

- ・決算期 3月31日
- ・事業内容 倉庫業
- ・事業所床面積 11,463.85 m²
 - (内訳) 事務所 375.85 m²
 - 社員食堂（福利厚生施設） 88.00 m² → 非課税施設
 - 営業倉庫 11,000.00 m²
- ・給与総額の明細
 - 給与総額 3億4,160万円
 - （うち役員以外の65歳以上の方2人分に支払われた給与総額 610万2,500円）
 - 期末現在の従業者 112人

1 資産割

(1) 免税点の判定

免税点の判定においては、課税標準の特例規定を適用する前の事業所床面積から非課税部分を除いた床面積で判定します。

$$11,463.85 \text{ m}^2 - 88.00 \text{ m}^2 = 11,375.85 \text{ m}^2 \quad \cdots \cdots \text{免税点 (1,000 m}^2 \text{) 超 (非課税施設)}$$

(2) 課税標準

$$\begin{array}{ccccccc} \text{倉庫} & \cdots \cdots & 11,000.00 \text{ m}^2 & \times & 3/4 & = & 8,250.00 \text{ m}^2 \\ \text{(特例対象施設)} & & \text{(倉庫床面積)} & & \text{(特例控除割合)} & & \text{(特例控除面積)} \end{array}$$

したがって、課税標準は

$$11,463.85 \text{ m}^2 - 88.00 \text{ m}^2 - 8,250.00 \text{ m}^2 = 3,125.85 \text{ m}^2 \quad \text{となります。}$$

(非課税施設) (特例控除面積)

(3) 税額計算方法

$$3,125.85 \text{ m}^2 \times 600 \text{ 円} = 187 \text{ 万 } 5,510 \text{ 円}$$

(4) 資産割額

$$187 \text{ 万 } 5,510 \text{ 円}$$

2 従業者割

(1) 免税点の判定

役員以外の65歳以上の方については、従業者から除かれます。

$$112 \text{ 人} - 2 \text{ 人} = 110 \text{ 人} \quad \cdots \cdots \text{免税点 (100 人) 超}$$

(2) 課税標準

従業者給与総額の判定は、役員以外の65歳以上の方の給与総額を除きます。

$$3 \text{ 億 } 4,160 \text{ 万円} - 610 \text{ 万 } 2,500 \text{ 円} = 3 \text{ 億 } 3,549 \text{ 万 } 7,000 \text{ 円 (千円未満切捨)}$$

(3) 税額計算方法

$$3 \text{ 億 } 3,549 \text{ 万 } 7,000 \text{ 円} \times 0.25/100 = 83 \text{ 万 } 8,742 \text{ 円 (円未満切捨)}$$

(4) 従業者割額

$$83 \text{ 万 } 8,742 \text{ 円}$$

3 申告すべき税額

$$\begin{array}{ccccc} 187 \text{ 万 } 5,510 \text{ 円} & + & 83 \text{ 万 } 8,742 \text{ 円} & = & 271 \text{ 万 } 4,200 \text{ 円 (100 円未満切捨)} \\ \text{(資産割額)} & & \text{(従業者割額)} & & \end{array}$$

(注) 倉庫業者の営業用倉庫は、一定の場合に減免を受けることができます（P 51 参照）。
(市税規 48 「ツ」)

別表 1	非課税対象施設一覧表		35 ページ
別表 2	課税標準の特例対象施設一覧表		44
別表 3	減免対象施設一覧表		49

非課税、特例、減免対象となる床面積がある場合は、図面の提供や現地調査にご協力を
いただく場合がございます。

別表 1 非課税対象施設一覧表 [地方税法第701条の34]

非課税 条 項	区 分	資産割	従業者割	具 体 例
第 1 項	国及び非課税独立行政法人並びに その他の公共法人(非課税独立行政 法人であるものを除く。)	○	○	土地開発公社、日本放送協会等 (法人税法別表第1に掲げる 法人)
第 2 項	公益法人等又は人格のない社団等 (収益の事業の部分を除く。)	○	○	学校法人、宗教法人、信用保証 協会、商工会議所、国家公務員 共済組合等(法人税法別表第2 に掲げる法人)
第 3 項 第 3 号	「博物館法」第2条第1項に規定す る博物館その他教育文化施設(第10 号の4に該当するものを除く。)	○	○	学校教育法附則第6条の規定 により設置された幼稚園、図書 館法第2条第1項に規定する 図書館
第 3 項 第 4 号	「公衆浴場法」第1条第1項に規定 する公衆浴場で特定のもの	○	○	道府県知事が入浴料金を定め る公衆浴場(一般の銭湯)
第 3 項 第 5 号	「と畜場法」第3条第2項に規定す ると畜場	○	○	
第 3 項 第 6 号	「化製場等に関する法律」第1条第 3項に規定する死亡獣畜取扱場	○	○	
第 3 項 第 7 号	「水道法」第3条第8項に規定する 水道施設	○	○	水道のための取水施設、貯水施 設、浄水施設等
第 3 項 第 8 号	「廃棄物の処理及び清掃に関する 法律」第7条第1項等の許可、認定 又は市町村の委託を受けて行う一 般廃棄物の収集、運搬又は処分の事 業の用に供する施設	○	○	

非課税 条 項	区 分	資産割	従業者割	具 体 例
第 3 項 第 9 号	「医療法」第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所、「介護保険法」第8条第28項に規定する介護老人保健施設のうち医療法人が開設するもの、及び同条第29項に規定する介護医療院のうち医療法人が開設するもの、並びに看護師、准看護師、歯科衛生士その他一定の医療関係者の養成所	○	○	◆一定の医療関係者 保健師、助産師、診療放射線技師、歯科技工士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師
第 3 項 第 10 号	「生活保護法」第38条第1項に規定する保護施設で特定のもの	○	○	救護施設、更生施設等
第 3 項 第10号の2	「児童福祉法」第6条の3第10項に規定する小規模保育事業の用に供する施設	○	○	札幌市児童福祉法施行条例に規定する小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型を行う施設
第 3 項 第10号の3	「児童福祉法」第7条第1項に規定する児童福祉施設で特定のもの（次号に該当するものを除く。）	○	○	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童家庭支援センター等、里親支援センター等
第 3 項 第10号の4	「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第2条第6項に規定する認定こども園	○	○	
第 3 項 第10号の5	「老人福祉法」第5条の3に規定する老人福祉施設で特定のもの	○	○	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター
第 3 項 第10号の6	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第5条第11項に規定する障害者支援施設	○	○	障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設（のぞみの園及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に定める事業を行う施設で一定のものを除く。）

非課税 条 項	区 分	資産割	従業者割	具 体 例
第 3 項 第10号の7	「社会福祉法」第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設で特定のもの	○	○	社会福祉法第2条第2項第1号に掲げる生計困難者に対して助葬を行う事業、同項第6号若しくは第7号に掲げる事業、同条第3項第1号若しくは第1号の2に掲げる事業、同項第2号に掲げる障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業若しくは児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第2号の3に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業、同項第4号に掲げる老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは複合型サービス福祉事業又は同項第4号の2から第6号まで若しくは第8号から第13号までに掲げる事業の用に供する施設で一定のもの
第 3 項 第10号の8	「介護保険法」第115条の46第1項に規定する包括的支援事業の用に供する施設	○	○	地域包括支援センター
第 3 項 第10号の9	「児童福祉法」第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設	○	○	
第 3 項 第 11 号	農林漁業を営む者が直接その生産の用に供する施設で特定のもの	○	○	農作物育成管理用施設、蚕室、畜舎、家畜飼養管理用施設、農舎、農産物乾燥施設、農業生産資材貯蔵施設、たい肥舎、サイロ、きのこ栽培施設

非課税 条 項	区 分	資産割	従業者割	具 体 例
第 3 項 第 12 号	農業協同組合、水産業協同組合、森林組合、農事組合法人、農業協同組合連合会、生産森林組合、森林組合連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設で特定のものの	○	○	ア 農林水産業者の共同利用に供する施設で生産の用に供するもの イ 国の補助金若しくは交付金の交付又は株式会社日本政策金融公庫の資金（株式会社日本政策金融公庫法別表第一第 8 号から第 13 号までの下欄に掲げる資金に限る）、農業近代化資金、漁業近代化資金の貸付けを受けて設置される施設で保管、加工、流通の用に供するもの ウ 農林水産業者の研修のための施設、農林水産業者の経営の近代化又は合理化のための施設で農林水産業に関する試験研究のための施設
第 3 項 第 14 号	「卸売市場法」第 2 条第 2 項に規定する卸売市場及びその機能を補完する施設で特定のものの	○	○	ア 株式会社日本政策金融公庫法別表第一第 9 号の中欄に規定する付設集団売場及び卸売又は仲卸しの業務に必要な施設で倉庫、冷蔵庫、処理加工施設、配送センター、計算センター イ 卸売市場法第 4 条第 1 項の規定により農林水産大臣の認定を受けた中央卸売市場において業務を行う同法第 2 条第 4 項に規定する卸売業者の卸売の用に供する同条第 1 項に規定する生鮮食料品等を保管する施設で特定のものの
第 3 項 第 16 号	「電気事業法」第 2 条第 1 項第 8 号に規定する一般送配電事業、同項第 10 号に規定する送電事業又は同項第 14 号に規定する発電事業の用に供する施設で特定のものの	○	○	電気事業法第 2 条第 1 項第 18 号に規定する電気工作物並びに当該施設の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検、検査又は操作のために必要な施設

非課税 条 項	区 分	資産割	従業者割	具 体 例
第 3 項 第 17 号	ガス事業法第 2 条第 5 項に規定する一般ガス導管事業又は同条第 9 項に規定するガス製造事業（当該ガス製造事業により製造されたガスが、直接又は間接に同条第 6 項に規定する一般ガス導管事業者が維持し、及び運用する導管により受け入れられるものに限る。）の用に供する施設で特定のもの	○	○	ガス事業法第 2 条第 13 項に規定するガス工作物並びに当該施設の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検、検査又は操作のために必要な施設
第 3 項 第 18 号	「独立行政法人中小企業基盤整備機構法」第 15 条第 1 項第 3 号ロに規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で一定の事業を行うものが都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から同号ロの資金の貸付けを受けて設置する施設のうち、特定の事業の用に供する施設で特定のもの （旧中小企業事業団法及び旧中小企業総合事業団法の規定により資金の貸付けを受けて当該高度化に寄与する事業の用に供する施設を含む。）	○	○	◆一定の事業を行うもの 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第 3 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる事業（一定のものを除く。）を行うもの ◆特定の事業 当該施設を連携集積活性化事業の趣旨に沿って利用し行う事業 ◆特定の施設 工場、研究施設、情報サービス業を行う事業場、店舗、倉庫及び共同施設並びにこれらの附属設備で、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者の事業の用に供するもの
第 3 項 第 19 号	次のイ又はロに掲げる施設 イ 総合特別区域法第 2 条第 2 項第 5 号イに規定する事業を行う者が市町村から同号イの資金の貸付けを受けて設置する施設で特定のもの ロ 総合特別区域法第 2 条第 3 項第 5 号イに規定する事業を行う者が市町村から同号イの資金の貸付けを受けて設置する施設で特定のもの	○	○	◆イの同号イの資金 中小企業が共同して行う事業（国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に資するものとして経済産業省令で定める基準に適合しているものに限る。）の用に供する施設の整備に係る資金 ◆ロの同号イの資金 中小企業者が共同して行う事業（地域活性化総合特別区域における地域の活性化に資するものとして経済産業省令で定める基準に適合しているものに限る。）の用に供する施設の整備に係る資金 ◆特定の施設 工場、研究施設、情報サービス業を行う事業場、店舗、倉庫及び共同施設並びにこれらの附属設備

非課税 条 項	区 分	資産割	従業者割	具 体 例
第 3 項 第 20 号	「鉄道事業法」第7条第1項に規定する鉄道事業者又は「軌道法」第4条に規定する軌道経営者がその本来の事業の用に供する施設で特定のものの	○	○	本来の事業の用に供する施設のうち事務所及び発電施設以外の施設
第 3 項 第 21 号	「道路運送法」第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客を運送するものに限る。）、「貨物自動車運送事業法」第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業、「貨物利用運送事業法」第2条第6項に規定する貨物利用運送事業のうち同条第4項に規定する鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの若しくは同条第8項に規定する第2種貨物利用運送事業のうち同条第3項に規定する航空運送事業者の行う貨物の運送に係るものを経営する者がその本来の事業の用に供する施設で特定のものの	○	○	洗車場、整備工場、待合所、案内所、車庫、荷さばき施設等本来の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設 ※許可内容により施設の範囲が異なります
第 3 項 第 22 号	「自動車ターミナル法」第2条第6項に規定するバスターミナル又はトラックターミナルの用に供する施設で特定のものの	○	○	洗車場、待合室、切符売りさばき所、給油所、検車場等本来の事業の用に供する施設で事務所以外の施設
第 3 項 第 24 号	専ら公衆の利用を目的として電気通信回線設備を設置して「電気通信事業法」第2条第3号に規定する電気通信役務を提供する同条第4号に規定する電気通信事業（携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線電話装置を用いて同条第3号に規定する電気通信役務を提供する事業を除く。）を営む者で一定のものが当該電気通信事業の用に供する施設で特定のものの	○	○	◆一定のもの 総務大臣が指定するもの ◆特定の施設 事務所、研究施設、研修施設以外の施設

非課税 条 項	区 分	資産割	従業者割	具 体 例
第 3 項 第 25 号	「民間事業者による信書の送達に関する法律」第2条第6項に規定する一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設で特定のものの	○	○	信書便物の引受け及び配達のために供する施設、信書便物の表示、区分、転送、還付及び管理のために供する施設
第 3 項 第 25 号の 2	日本郵便株式会社が「日本郵便株式会社法」第4条第1項第1号及び第6号に掲げる業務の用に供する施設並びにこれらに附帯する業務の用に供する施設で特定のものの	○	○	郵便物の送達のために供する施設で、郵便物の配達、表示、区分、転送、還付及び保管のために供する施設 簡易郵便局法第2条に規定する郵便窓口業務又は印紙の売りさばきの用に供する施設（当該施設が郵便窓口業務等の用と郵便窓口業務等以外の業務の用とに併せて供される場合には、当該施設のうち当該施設に係る事業所床面積に当該施設における郵便窓口業務等を処理するための端末機の合計数の当該施設における郵便窓口業務等、銀行業及び生命保険業の代理業務並びに金融商品仲介業の業務を処理するための端末機の合計数に対する割合を乗じて得た事業所床面積に相当する部分）

非課税 条 項	区 分	資産割	従業者割	具 体 例
第 3 項 第 26 号	勤労者の福利又は厚生のための施設で特定のもの ア 企業の経営する施設で、専らその企業の勤労者の利用に供する福利又は厚生のための施設 イ 国家公務員共済組合等の経営する施設で、専らこれらの組合員の利用に供する福利又は厚生のための施設 ウ 農業協同組合等が経営する専らこれらの組合員の利用に供する福利又は厚生のための施設 エ 非営利型法人又は人格のない社団等が経営する専ら勤労者の利用に供する福利又は厚生のための施設 オ 事業者等から経営の委託を受けて行う事業に係る施設で専ら勤労者の利用に供する福利又は厚生のための施設	○	○	保養所、体育館、売店、食堂、娯楽室、診療所、理髪室又は美容室 ただし、更衣室、浴室、休憩室、仮眠室又は喫煙室等で業務と兼用の施設は課税対象となります
第 3 項 第 27 号	「駐車場法」第 2 条第 2 号に規定する路外駐車場で特定のもの	○	○	ア 都市計画において定められたもの イ 駐車場法第 12 条の規定により届出がなされたもの ウ 500㎡以上で駐車場法第 11 条に規定する技術的基準に適合した路外駐車場等（不特定多数の者の利用に供されるもの。）
第 3 項 第 28 号	「道路交通法」第 2 条第 1 項第 10 号に規定する原動機付自転車又は同項第 11 号の 2 に規定する自転車の駐車のための施設で「都市計画法」第 11 条第 1 項第 1 号に掲げる駐車場として都市計画に定められたもの	○	○	
第 3 項 第 29 号	「高速道路株式会社法」第 5 条第 1 項第 1 号、同項第 2 号又は第 4 号に規定する事業の用に供する施設で特定のもの	○	○	各高速道路株式会社が高速道路の新設又は改築、高速道路について維持、修繕、災害復旧その他の管理等の用に供する施設のうち事務所以外の施設

非課税 条 項	区 分	資産割	従業者割	具 体 例
第 4 項	百貨店、旅館その他の「消防法」第17条第1項に規定する防火対象物で多数の者が出入りする一定のものに設置された消防設備等及び防災設備等で特定のもの なお、非課税の適用を受ける多数の者が出入りする一定の防火対象物とは、消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物のうち次のもの ア 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場 イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの、遊技場又はダンスホール ウ 待合、料理店その他これらに類するもの、飲食店 エ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場 オ 旅館、ホテル又は宿泊所その他これらに類するもの カ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの キ 複合用途防火対象物のうち、その一部が“ア”から“カ”までに掲げる防火対象物の用途に供されるもの ク 地下街 ケ 準地下街 消防署の判定により、上記用途に該当すると判断された場合に、右の施設、設備が非課税となります ※具体例のイの(イ)及びウの(エ)の避難通路については、売場・客席等の面積が一定未満の場合は、設置の義務付けがないものもあります	○		ア 消防設備等→全部非課税 (ア) スプリンクラー設備、消火ポンプ等の消火設備で床を占有するもの (イ) 自動火災報知設備等の警報設備で床を占有するもの (ウ) 避難器具等の避難設備で床を占有するもの (エ) 消火活動上必要な排煙設備、非常用電源等 イ 防災設備等→全部非課税 (ア) 避難階段、特別避難階段(附室も含む。) (イ) 条例に基づき設置する避難通路で、スプリンクラー設備の有効範囲のもの (ウ) 建築基準法の規定により設置する排煙設備で床を占有するもの (エ) 非常用エレベーター(機械室を含む。)及び乗降ロビー ウ 防災設備等→2分の1非課税 (ア) 廊下、直通階段及び避難階における出入口 (イ) 吹抜け部分、エレベーターの昇降路の部分、エスカレーター及びダクトスペース等の部分で防火区画されているもの(上記に掲げる施設等に係る部分を除く。) (ウ) 中央管理室で一定の設備又は装置を設置しているもの (エ) 条例に基づき設置する避難通路でスプリンクラー設備の有効範囲外のもの及び喫煙所 (オ) 消防(署)長又は市長の命令に基づき設置するもので市長が認めるもの(防災サブセンター、消防用機器等の操作面積等。)

別表 2 課税標準の特例対象施設一覧表

[地方税法第 701 条の 41]

特 例 条 項	区 分	控除割合		具 体 例
		資産割	従業者割	
第 1 項 第 1 号	「法人税法」第 2 条第 7 号の協同組合等がその本来の事業の用に供する施設	1/2	1/2	農業協同組合、漁業協同組合、信用金庫、労働金庫、商工組合、中小企業等協同組合、商店街振興組合、消費生活協同組合など（法人税法別表第 3 に掲げる法人）
第 1 項 第 2 号	「学校教育法」第 124 条に規定する専修学校又は同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校（学校法人又は私立学校法第 152 条第 5 項の法人が設置する専修学校又は各種学校を除く。）において直接教育の用に供する施設	1/2	1/2	
第 1 項 第 3 号	事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための施設で特定のもの（専ら当該施設の用に供する事業所用家屋内に設置されているものに限る。）	3/4		ア 水質汚濁防止法に基づく汚水又は廃液の処理施設及び下水道法に基づく公共下水道を使用する者が設置する除害施設で特定のもの イ 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設から発生するばい煙の処理施設及び揮発性有機化合物排出施設から排出される揮発性有機化合物の排出の抑制に資する施設で特定のもの ウ 大気汚染防止法附則に基づく指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設で特定のもの エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づくごみ処理施設及び産業廃棄物の処理施設で特定のもの オ ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設から発生し、又は排出されるダイオキシン類の処理施設で特定のもの

特 例 条 項	区 分	控除割合		具 体 例
		資 産 割	従業者割	
第 1 項 第 4 号	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 14 条第 1 項等の規定による許可又は認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業その他公害の防止又は資源の有効な利用のための事業で一定のものの用に供する施設で特定のもの	3/4	1/2	ア 産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき許可又は認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設 イ 浄化槽法の規定による許可を受けて行う浄化槽の清掃の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設
第 1 項 第 5 号	「家畜取引法」第 2 条第 3 項に規定する家畜市場	3/4		
第 1 項 第 6 号	生鮮食品の価格安定に資することを目的として設置される施設で特定のもの	3/4		国、地方公共団体の補助又は株式会社日本政策金融公庫等の資金若しくは農業近代化資金の貸付けを受けて設置される消費地食肉冷蔵施設
第 1 項 第 7 号	みそ、しょうゆ若しくは食用酢又は酒類（酒税法第 2 条第 1 項に規定する酒類。）の製造の用に供する施設で特定のもの	3/4		包装、びん詰、たる詰、その他これらに類する作業のための施設以外のもの
第 1 項 第 8 号	木材取引のために開設される市場で特定のもの又は製材、合板の製造その他の木材の加工を業とする者若しくは木材の販売を業とする者がその事業の用に供する木材の保管施設で特定のもの	3/4		ア 木材取引のために開設された市場で売場を設けて定期に又は継続して開場され、かつ売買が原則としてせり売り又は入札の方法により行われるもの イ 専ら木材の保管の用に供される施設

特 例 条 項	区 分	控除割合		具 体 例
		資 産 割	従業者割	
第 1 項 第 9 号	「旅館業法」第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設で特定のもの ただし、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第6項第4号に掲げる営業の用に供されるものは除かれる なお、消防防災施設に係る部分は当該課税標準の特例の対象施設から除外されているので、これらの規定が重複して適用されることはない	1/2		ホテル、旅館の営業用施設で客室、食堂（専ら宿泊客の利用に供するものに限る。）、広間（主として宿泊客以外の者の利用に供するものを除く。）、浴室、トイレ、厨房施設、機械室、ロビー、玄関、玄関帳場、フロント、クローク、配膳室、サービスステーション、リネン室及びランドリー室、階段（非課税に該当するものは除く。）等で宿泊に係るもの
第 1 項 第 14 号	「倉庫業法」第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫(第18号に掲げるものを除く。)	3/4		
第 1 項 第 15 号	「道路運送法」第3条第1号ハに掲げるタクシー事業者がその本来の事業の用に供する施設	1/2	1/2	車庫、洗車施設、整備工場等事務所以外の施設
第 1 項 第 16 号	公共の飛行場に設置される施設で特定のもの（国内路線）	1/2	1/2	ア 格納庫、運航管理施設、航空機の整備のための施設 イ 貨物取扱施設、航空機部品の整備及び保管のための施設、整備用資材の保管のための施設、地上作業用機材の整備のための施設、車庫、変電所及び配電所 ウ 旅客カウンター、チケットロビー、キャッシャールーム、遺失物保管室及び手荷物取扱施設 エ 待合室、ロビー及び通路、階段等無償で旅客又は一般公衆の用に供する施設

特 例 条 項	区 分	控除割合		具 体 例
		資産割	従業者割	
第 1 項 第 17 号	「流通業務市街地の整備に関する法律」第 4 条第 1 項に規定する流通業務地区内に設置される施設で特定のもの（第 18 号に掲げるものを除く。）	1/2	1/2	流通業務市街地の整備に関する法律第 5 条第 1 項に規定する施設のうち ア トラックターミナル、鉄道の貨物駅その他貨物の積卸しのための施設 イ 倉庫、野積場、貯蔵槽又は貯木場 ウ 上屋又は荷さばき場 エ 道路貨物運送業、貨物運送取扱業、信書送達業、倉庫業又は卸売業の用に供する店舗 オ これらの各施設に附帯する自動車駐車場又は自動車車庫

特 例 条 項	区 分	控除割合		具 体 例
		資 産 割	従業者割	
第 1 項 第 18 号	「流通業務市街地の整備に関する法律」第4条第1項に規定する流通業務地区内に設置される倉庫で倉庫業者がその本来の事業の用に供するもの	3/4	1/2	
第 1 項 第 19 号	「民間事業者による信書の送達に関する法律」第2条第9項に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供するもので特定のものの	1/2	1/2	信書便物の引受け及び配達 の用に供する施設、信書便物の表示、区分、転送、還付及び管理の用に供する施設
第 2 項	心身障がい者を多数雇用する特定の事業所において行う事業の用に供する施設	1/2		ア 障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の助成金の支給に係る施設又は設備に係るものに限る。 イ 常時雇用する心身障がい者（短時間労働者を除く）の数と重度心身障がい者である短時間労働者の数を合計した数に心身障がい者である短時間労働者の数に2分の1を乗じて得た数を加算した数が10以上であり、かつ、常時雇用する労働者（短時間労働者を除く）の総数に短時間労働者の総数に2分の1を乗じて得た数を加算した数に対する常時雇用する心身障がい者（短時間労働者を除く）の数（当該心身障がい者のうちに重度心身障がい者がある場合には、当該心身障がい者の数に当該重度心身障がい者の数を加算した数）と短時間労働重度心身障がい者の数を合計した数に短時間労働心身障がい者の数に2分の1を乗じて得た数を加算した数の割合が2分の1以上である事業所

特 例 条 項	区 分	控除割合		適 用 期 限
		資 産 割	従業者割	
附 則 第 33 条 第 5 項	特定農産加工業経営改善等臨時措置法による承認を受けた特定農産加工業者又は特定事業協同組合等が承認計画に従つて実施する経営改善措置に係る事業の用に供する施設で特定のもの。(第 701 条の 34 の規定の適用を受けるものを除く。)	1/4		法人：令和 8 年 3 月 31 日まで に終了する事業年度分 まで適用 個人：令和 7 年分まで適用

別表 3 減免対象施設一覧表

[札幌市税条例第 126 条の 6、札幌市税規則第 48 条]

項	施 設	減 免 の 割 合
ア	「教科書の発行に関する臨時措置法」第 2 条第 1 項に規定する教科書の出版の事業を行う者の当該教科書の出版に係る売上金額が、出版物の販売事業に係る総売上金額の 2 分の 1 に相当する金額を超える場合における当該教科書の出版の事業の用に供される施設	当該施設に係る資産割及び従業者割の 2 分の 1
イ	法 72 条の 2 第 8 項第 28 号に規定する演劇興行業の用に供する施設（以下「劇場等」という。）で、次に掲げるもの (1) その振興につき国又は都道府県若しくは市町村の助成を受けている芸能等の上演、チャリティーショー等がしばしば行われていることにより公益性を有すると認められるもの (2) (1) 以外の主として定員制をとっている劇場等で舞台、舞台裏及び楽屋の部分の延べ面積が当該劇場等の客席部分の延べ面積に比し広大であると認められるもの	当該施設に係る資産割の 2 分の 1 当該舞台、舞台裏及び楽屋の部分に係る資産割の 2 分の 1
ウ	「道路交通法」第 99 条に規定する指定自動車教習所	当該指定自動車教習所に係る資産割及び従業者割の 2 分の 1
エ	「道路運送法」第 3 条第 1 号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその本来の事業の用に供する施設のうち事務所以外のもの（当該営業者がその本来の事業の用に供するバスの全部又は一部を学校教育法第 1 条に規定する学校（大学を除く。）又は同法第 124 条に規定する専修学校がその生徒、児童又は園児のために行う旅行の用に供した場合に限る。）	当該施設に係る資産割及び従業者割の次の算式により算出した割合 $\frac{\text{当該旅行に係るバスの走行 km 数の合計数}}{\text{当該営業者の本来の事業に係るバスの総走行 km 数の合計数}} \times \frac{1}{2}$
オ	「酒税法」第 9 条に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫	当該倉庫に係る資産割の 2 分の 1
カ	法 701 条の 41 第 1 項の表の第 15 号に掲げる施設で当該施設に係る事業を行う者が市内に有するタクシーの台数が 250 台以下であるもの	当該施設に係る資産割及び従業者割の全部

項	施 設	減 免 の 割 合
キ	旧中小企業振興事業団法の施行前において「小規模企業者等設備導入資金助成法」に基づく貸付けを受けて設置された施設で、法701条の34第3項第18号に規定する事業に相当する事業を行う者が当該事業の用に供する同号に掲げる施設に相当するもの	当該施設に係る資産割及び従業者割の全部
ク	農林中央金庫がその本来の事業の用に供する施設	当該施設に係る資産割及び従業者割の全部
ケ	農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合並びにこれらの組合の連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設（法701条の34第3項第12号に掲げる施設並びに購買施設、結婚式場、理容又は美容のための施設及びこれらに類する施設を除く。）	当該施設に係る資産割及び従業者割の全部
コ	「果実飲料の日本農林規格」（平成10年農林水産省告示第1075号）第2条の規定による果実飲料又は「炭酸飲料の日本農林規格」（昭和49年農林省告示第567号）第2条の規定による炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管のための倉庫（延べ面積3,000㎡以下の場合に限る。）	当該倉庫に係る資産割の2分の1
サ	ねん糸・かさ高加工糸、織物及び綿の製造を行う者（ねん糸・かさ高加工糸の製造を行う者にあつては、専ら当該事業を行う者に限る。）並びに機械染色整理の事業を行う者で「中小企業等経営強化法」第2条第1項に規定する中小企業者に該当するものが、原材料又は製品の保管（織物の製造を行う者にあつては、製造の準備を含む。）の用に供する施設	当該施設に係る資産割の2分の1
シ	「国有の会議場施設の管理の委託等に関する特別措置法施行令」第3条第2項に規定する管理再受託者が管理する同項に規定する再受託施設	当該施設に係る資産割及び従業者割の全部
ス	古紙の回収の事業を行う者が当該事業の用に供する施設	当該施設に係る資産割の2分の1
セ	家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が、製品又は商品の保管のために要する施設	当該施設に係る資産割の2分の1
ソ	ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行う者が直接当該事業の用に供する施設	当該施設に係る従業者割の全部

項	施 設	減 免 の 割 合
タ	列車内において食堂及び売店の事業を行う者が直接当該事業の用に供する施設	当該施設に係る従業者割の2分の1
チ	野菜又は果実（梅に限る。）のつけものの製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち、包装、びん詰、たる詰、その他これらに類する作業のための施設以外の施設	当該施設に係る資産割の4分の3
ツ	法701条の41第1項の表の第14号又は第18号に掲げる施設のうち、「倉庫業法」第7条第1項に規定する倉庫業者が市内に有する当該施設に係る事業所床面積の合計面積が30,000㎡未満であるもの	当該施設に係る資産割及び従業者割の全部
テ	札幌市税条例の一部を改正する条例附則（昭和50年条例第18号）第1条に規定する事業所税に関する改正規定の施行日（昭和50年10月1日）前において定められた市の指導に係る集団化事業計画（以下トの項において「集団化事業計画」という。）に基づき、中小企業者（中小企業基本法第2条に規定する中小企業者をいう。以下この項及びトの項において同じ。）又は中小企業団体（中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体をいう。以下この項及びトの項において同じ。）が、札幌市中小企業振興条例第9条第2項（旧札幌市中小企業等振興条例第7条）の規定による融資のあっせんを受けて設置する工場、店舗、倉庫又は共同施設で、当該中小企業者又は中小企業団体がその事業の用に供するもの 《参考》 市が工場再配置計画に基づく工場の適正配置等を目的として、昭和50年10月1日以降に造成分譲した工業団地に、中小企業者又は中小企業団体が、市内の施設を上記により移転する場合も、本項に準じて取り扱います	当該施設に係る資産割及び従業者割の全部
ト	集団化事業計画に基づき、中小企業者又は中小企業団体が施設を移転した場合において、当該移転した施設のうち、移転前の施設に代わるものとして設置した工場、倉庫又は共同施設で当該中小企業者又は中小企業団体がその事業の用に供するもの（テの項の規定の適用を受けるものを除く。） 《参考》 市が工場再配置計画に基づく工場の適正配置等を目的として、昭和50年10月1日以降に造成分譲した工業団地に、中小企業者又は中小企業団体が、市内の施設を上記により移転する場合も、本項に準じて取り扱います	当該施設に係る資産割及び従業者割の2分の1
ナ	事業所床面積のうち課税標準の算定期間（条120条に規定する課税標準の算定期間をいう。以下同じ。）中において、6月以上休止していた施設	当該施設に係る資産割の全部

